



福岡医発第2321号(地)

平成27年11月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
の改正に伴う予防接種分野の対応について

今般、標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省健康局健康課より日本医師会及び福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

本件は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)などにに基づき、平成28年1月から予防接種分野を含む社会保障の分野において、個人番号(いわゆるマイナンバー)の利用が開始され、また、「改正番号法」において、個人番号の利用範囲が拡大されたことにより、予防接種分野についても、情報提供ネットワークシステムを利用した市町村間での情報連携が開始されることから、予防接種分野における個人番号の利用及び予防接種に関する記録の連携における留意事項をまとめたものです。

なお、予防接種分野で個人番号の利用が認められている者は、都道府県知事又は市町村長に限られており、予診票は診療録の控えとして医療機関に保存されている場合があります、番号法において規定される収集、保管等が可能な範囲を超える場合が考えられることから、予診票及び予防接種済証など予診票と同様の場合が想定される書類については個人番号を利用しないこととしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

また、福岡県保健医療介護部より各市町村へ別添(写)のとおり通知されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 田中泰之
個人情報保護担当理事 権藤秀之
会長 廣瀬真恵

(地Ⅲ168F)
平成27年11月24日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
の改正に伴う予防接種分野の対応について

標記の件につきまして、厚生労働省健康局健康課より各都道府県衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされました。

本件は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（「番号法」）などに基づき、平成28年1月から予防接種分野を含む社会保障の分野において、個人番号（いわゆるマイナンバー）の利用が開始され、また、「改正番号法」において、個人番号の利用範囲が拡大されたことにより、予防接種分野についても、情報提供ネットワークシステムを利用した市町村間での情報連携が開始されることから、予防接種分野における個人番号の利用及び予防接種に関する記録の連携における留意事項をまとめたものであります。

なお、予防接種分野で個人番号の利用が認められている者は、都道府県知事又は市町村長に限られており、予診票は診療録の控えとして医療機関に保存されている場合があり、番号法において規定される収集、保管等が可能な範囲を超える場合が考えられることから、予診票及び予防接種済証など予診票と同様の場合が想定される書類については個人番号を利用しないこととしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

27保衛第2384号
平成27年11月16日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局健康課長から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知をお願いいたします。

なお、市町村へは別添（写）のとおり通知していることを申し添えます。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 諸藤

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: morofuji-y9948@pref.fukuoka.lg.jp





公印省略

27保衛第2384号
平成27年11月16日

各市町村予防接種担当課長 殿

福岡県保健医療介護部保健衛生課長
(感 染 症 係)

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴う予防接種分野の対応について

このことについて、厚生労働省健康局健康課長から別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

つきましては、本事務連絡の内容を十分に踏まえ、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第65号)の施行に伴う、予防接種分野の記録管理、情報連携システムの整備等個人情報の取扱いについて、遺漏のなきようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

福岡県保健医療介護部保健衛生課

感染症係 諸藤

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: morofuji-y9948@pref.fukuoka.lg.jp

事 務 連 絡
平成 27 年 11 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」
の改正に伴う予防接種分野の対応について（依頼）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。）（以下「番号法」という。）などに基づき、個人番号※₁（番号法第 2 条第 5 項に規定する「個人番号」をいう。以下同じ。）が、市町村長（特別区の区長含む。）から平成 27 年 10 月以降に通知され、平成 28 年 1 月からは、予防接種分野を含む社会保障の分野において、個人番号の利用が開始されます。

※1 いわゆる「マイナンバー」のこと

また、「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 65 号）（以下「改正番号法」という。）において、個人番号の利用範囲が拡大されたことにより、予防接種分野についても、情報提供ネットワークシステム※₂を利用した市町村間での情報連携が開始されます。※₃

※2 総務大臣が設置及び管理するもの（番号法第 21 条参照）

※3 番号法公布の日（平成 25 年 5 月 31 日）から起算して 4 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行（番号法附則第 1 条 5 項参照）

そのため、予防接種分野における個人番号の利用及び予防接種に関する記録の連携における留意事項を下記のとおりまとめましたので、各都道府県におかれましては、この旨を貴管内の市町村（保健所を設置する市及び特別区含む。）並びに医療機関等の関係機関に周知方よろしく願います。

記

第 1 個人番号の利用に関する留意事項（平成 28 年 1 月からの対応）

1. 改正番号法の施行に伴う予防接種関連法令の改正に伴う対応について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成 27 年厚生労働省令第 150 号）については、平成 27 年 9 月 29 日に公布され、予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 36 号。以下「規則」という。）の改正については、平成 28 年 1 月 1 日から施行されることとなっている。改正点は（1）及び（2）のとおりであり、必要

な対応等は以下のとおりとする。

(1) 予防接種に関する記録について（規則第2条の7第5項関係）

予防接種に関する記録として、予防接種を受けた者の個人番号を追加すること。

(2) 医療費の支給に係る請求書について

ア. 規則第10条、第11条から第11条の5、第11条の9、第11条の10、第11条の12、第11条の13、第11条の16、第11条の17、第11条の20、第11条の21及び第11条の23関係

予防接種法（昭和23年法律第68号）第16条に基づく各給付の支給に係る各請求書の記載事項に個人番号を追加すること。

※ なお、請求書の様式については、現在調整中であり別途送付する。

イ. 規則第11条の26第1項関係

市町村長は、規則の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、当該書類を省略させることができること。

2. 予診票等へ個人番号は記載しないことについて

番号法第9条において、個人番号を利用することができる者及び利用することができる事務の種類が定められている。また、番号法別表第一第10項において、予防接種分野で個人番号の利用が認められている者は、都道府県知事又は市町村長に限られている。

留意点は（1）及び（2）のとおりであり、必要な対応等は以下のとおりとする。

(1) 予診票の取扱いについて

予診票は、診療録の控えとして医療機関に保存されている場合があり、番号法において規定される収集、保管等が可能な範囲を超える場合が考えられる。

そのため、予診票へ整理番号等を記載することがある場合は、個人番号を利用しないこと。なお、予診票に整理番号を記載する場合は、個人番号と紐付いた、市町村において割り振った整理番号としても差し支えない。

※ この場合、個人番号と整理番号の突合表は外部に漏れないよう、市町村において、厳重に管理をすること。

(2) その他の取扱いについて

予防接種済証など予診票と同様の場合が想定される書類についても、（1）と同じ取扱いとすること。

第2 予防接種に関する記録の連携における留意事項について

市町村では新たに転入した方の予防接種に関する記録については、従来、母子健康手帳の確認等により把握しているが、個人の母子健康手帳の管理や転入者による情報提供に基づいており、正確な予防接種に関する記録の把握に支障を来す場合がある。

今般、改正番号法において、予防接種に関する記録を情報連携の対象としたところである。それにより、情報提供ネットワークシステムを用いて市町村間での情報連携を行うことを可能とした。

これに伴い、市町村における、個人番号を利用した予防接種に関する記録の連携に向けた留意点は1. 及び2. のとおりであり、必要な対応等は以下のとおりとする。

1. 予防接種記録の電子化について

市町村が定期接種を行う場合、被接種者に関する正確な情報が必要であり、転入者に対して定期接種を行う場合には、転入者に係る予防接種記録のうち、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）及び規則（以下「施行令等」という。）に定める予防接種に関する記録のうち、特に、「転入者の個人番号」、「実施の年月日」及び「予防接種の種類」を把握することで、正確な定期接種の実施ができるものとなる。今後、情報連携をする際は、情報提供ネットワークシステムを用いることとなり、情報提供ネットワークシステムへの対応が必要となることから、必要な対応等は以下のとおりとする。

（1）予防接種記録を既に電子化している場合

情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の連携項目については、上記を踏まえ、「実施の年月日」及び「予防接種の種類」とする。

そのため、予防接種に関する記録の連携が開始されるまでには既存のシステムの改修を行うなど、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携に対応できるよう、整備をすることが望ましい。

なお、既存の業務システムにおいて上記、「転入者の個人番号」、「実施の年月日」及び「予防接種の種類」が電子化されていない場合は、予防接種記録に関する記録の連携が開始されるまでに電子化の整備をすることが望ましい。

（2）予防接種記録が電子化されていない場合

情報連携を円滑に行うことが被接種者の利便性にも資することとなる。そのため、予防接種に関する記録のうち、少なくとも、「転入者の個人番号」、「実施の年月日」及び「予防接種の種類」については、情報連携の開始までには、業務システムの構築などにより電子化した記録を整備することで、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携に対応できるような体制を整備することが望ましい。

※ 施行令等に定める上記以外の予防接種記録（予防接種を受けた者の住所、氏名、生年月日、医師の氏名、接種液の接種量、接種液の製造番号等）及びインフルエンザワクチンに係る予防接種記録を電子化するかについては、市町村において判断されたい。

なお、市町村で予防接種記録を電子化するようなことがある場合については、仕様に盛り込む事項の例示を別添のとおり添付するので、各自治体において適宜、御活用いただきたい。

2. 同一疾病の予防接種の製剤に複数の種類がある場合

同一疾病の予防接種の製剤に複数の種類がある場合、転入者に対し転入前と同じ製剤にて接種する必要がある。そのため「予防接種の種類」には製剤の種類ごとに分けて記録すること。

※ 現在は HPV ワクチンのみ、2 価（サーバリックス）と 4 価（ガーダシル）の 2 種類のワクチンが定期接種とされている。転入前に 2 価を接種した場合は、転入後においても 2 価を接種する必要があるため、どちらの製剤にて接種したかの管理が重要である。

【番号制度に関する問い合わせ先】

厚生労働省補助金に関すること：bangoujyunbi@mhlw.go.jp

上記以外：内閣官房テクニカルサポート（デジタル PMO）

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/users/> → FAQ

※デジタル PMO の利用に必要なアカウント（ID、パスワード）は、各地方公共団体の番号制度主管課に確認すること。また、アカウントがない場合は発行を依頼し、予防接種分野の担当者も必ず取得すること。

※デジタル PMO のアカウントは、システム業者に対しても発行可能となっているので、アカウントを所有していない場合は発行を依頼すること。

※番号制度に関する問合せは、政府内で一元管理する観点から、デジタル PMO のテクニカルサポートを利用して、問い合わせること。

【参考 URL】

内閣官房マイナンバーホームページ：

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

仕様に盛り込むことが望ましい事項

市町村が持つ予防接種記録の電子化等への仕様に盛り込む事項として、以下を例示する。

1. 基礎情報の入力及び予診票の打ち出し

- ・ 住民基本台帳データに基づき、個人番号、氏名、生年月日、住所、性別（以下、「基礎情報」という。）が入力されること。
- ・ 基礎情報に応じて、予診票を打ち出すことができること。この際、予診票に個人番号と紐付いた整理番号（以下、「整理番号」という。）が予診票に記載されること。
- ・ 整理番号と個人番号の紐付けは、予防接種記録システムのみで可能であり、突合についての情報は市町村の外部から保護されていること。

2. データの入力に関して

- ・ 予診票が回収され、予診票に記載された整理番号を入力すれば、基礎情報以外の情報について予診票を参照しながら入力すれば、予防接種記録の入力が完了すること。
- ※ 市町村の状況に応じて、バーコード等の活用も検討。

3. データの保存に関して

- ・ 基礎情報、予防接種の種類、接種日については、迅速に検索が可能な状態で保存されていること。
- ・ 個人番号と予診票を迅速に突合できるように保存し、ロット番号、接種医師名、接種量についても、情報の照会が可能であること。

4. 番号法に基づく情報連携への対応

- ・ 住民が市町村域外へ転出し、転出先の市町村から予防接種履歴について照会があった場合に、予防接種関係のデータ標準レイアウトに基づいて自動的に出力され、番号法に基づく情報連携が自動的になされること。
- ・ 域外から転入者が生じた場合に、転入元に予防接種履歴についての照会を行い、提供された情報をもとに、当該転入者のデータが保存されること。

※資料提供場所

本事務連絡に記載の資料は、デジタル PMO の以下ページから参照可能である。
<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/topic/show/524>